

平成27年5月11日

保護者様

横浜市立みたけ台中学校
校長 庄古忠彦

風水害等の『警報』発令時における生徒の安全確保について

いつも本校の教育活動につきまして、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、教育長通達により、横浜市内に『暴風警報』・『大雪警報』が発令された場合は、次の留意事項を厳守し、行動していただくようお願い申し上げます。

【 留 意 事 項 】

- 横浜市内（神奈川県全域及び神奈川県東部）に『(各種の)特別警報』『暴風警報』・『大雪警報』が午前7時の段階で発令継続中の場合には、生徒の安全確保のため当日は「臨時休校」とします。
 - ※ この際、緊急連絡網は回しませんので、各家庭にて、テレビ・ラジオ等の放送により、情報を正確に把握してください。
- 『大雨警報』・『洪水警報』の場合は、保護者の方が、その時点で状況を判断して登校を決めてください。登校できない次の状況の場合は、学校へ速やかに電話連絡をしてください。その際には、欠席にはなりません。
 - ☆ 『大雨警報』・『洪水警報』が発令された場合
 - ☆ 午前7時前に『暴風警報』・『大雪警報』が解除された場合
- 生徒の登校後に、『暴風警報』・『大雪警報』が発令された場合には、速やかに「授業時間の繰り上げ」をします。ただし、『大雨警報』・『洪水警報』発令中の場合は学校長が判断をします。

午前7時の段階での警報発令の場合は、原則としてメール配信による連絡は行いません。授業時間の繰り上げ等の措置についてのメール配信等については学校長が判断いたします。危機管理について「自分の身を自分で守る判断力を育成すること」も大切と考えています。

生徒の安全確保には十分な配慮をもとに行っていますが、保護者の皆様や地域の皆様のご協力も必要です。今後ともご理解・ご協力をよろしくお願い申し上げます。